

令和8年第4回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第4号)

招 集 年 月 日	令和8年4月28日 (火)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年4月28日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年4月28日 14時45分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊦ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 官紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	2番	佐藤 潤	
	3番	沖 貴雄	

議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席委員 10 名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和 8 年第 4 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に 2 番委員と 3 番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提出された議案第 22 号から議案第 29 号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第 22 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案書の 1 ページをご覧ください。案第 22 号、安芸太田町農業委員会事務局職員の任免について。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっております。</p> <p>よって、と世羅活大氏を事務局職員から免じ、梅田真美子氏を事務局職員に任ずる内容となっております。以上です</p>
議長	<p>それでは、議案第 22 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 22 号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 22 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 22 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは、議案第 23 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 23 号の説明をします。議案書の 2 ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人は 3 名で住所及び氏名が [redacted] さん、 [redacted] さん、 [redacted] さん。持分がそれぞれ 3 分の 1 となっております。</p> <p>譲受人の住所は [redacted] さん耕作面積は 5, 145. 23 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。</p> <p>申請地は大字上殿、字江良原、地番が 1362 番地、地目が畑、面積が 144 m²となっております。</p> <p>理由としましては、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 8 番委員より説明をお願いします。</p>
8 番委員	<p>はい、議案書 2 ページ、図面 3 ページをご覧ください。4 月 23 日に譲受人の立ち合いのもと現地確認及び、聞き取りをした結果に基づき事案説明を致します。申請地は認定こども園とごうちから東北に約 800 メールの距離に位置しております。譲渡人は遠方にお住まいで、高齢なため耕作困難であり所有権移転を申請されております。譲受人は現在隣接する農地において耕作をされております。当該地におきましては、今後併せて耕作をされるとのことでした。</p> <p>なお、農機具等も所有されており周辺農地に影響はなく、農地法第 3 条各号に該当しないので許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 23 号について、審議に入ります。 議案第 23 号について質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 23 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 23 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に議案第 24 号に入ります。この議案 24 号については 3 番委員が当事者となりますので退出をお願い致します。</p> <p>(3 番委員退席)</p>
議長	<p>議案第 24 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 24 号の説明をさせていただきます。農地法第 18 条の規定によ</p>

る通知が提出されております。本件は次の議案第 25 号で対象となっている土地が含まれており議案第 24 号として提出をしております。資料 2 からご覧ください。こちらは、[]さんが中間管理機構を利用し、利用権の設定をしておられましたが、土地所有者の希望で[]さんと中間管理機構及び、所有者の[]さんがそれぞれ合意解約するものです。資料は対象者の通知書、合意解約書、地図を一式としております。1、2 ページが[]さんと中間管理機構に関する書類であり、3、4 ページが中間管理機構と所有者の[]さんに関する書類です。地図は 5、6 ページになります。農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですがこの度の解約はそれぞれ農地法第 18 条第 1 項第 2 号の該当にする土地引渡し前 6 か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。しかしながら、この規定に基づく解約を行った場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により解約した旨を農業委員会に通知しなければならない事となっております。そのため、通知書が提出されております。本議案については資料 2 の通知書及び合意解約書の記述に不備がないか確認、審査をしていただければと思います。なお、[]さんは次の議案第 25 号でもありますが、遠方に居住をされており所有権を別の方にお渡しするため解約を希望されており、[]がこれに同意した形になります。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案第 24 号について、審議に入ります。

議案第 24 号について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

それでは議案第 24 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。

それでは、議案第 24 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

(挙手)

議長

挙手多数でありますので、議案第 24 号は申請のとおり承認決定いたしました。3 番委員入室をお願いします。

(3 番委員着席)

議長

それでは、議案第 25 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。

事務局

はい、議案第 25 号の説明をします。議案書の 6 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は []氏名が []さん。耕作面積は 2,379 m²です。譲受人の住所は []、氏名が []さん耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字穴、字榎ヶ原、地番が 5812 番地 1、5816 番地 1、5818 番地

議長	<p>1、5824 番地 1、地目が田で合計面積が 2,309 m²です。</p> <p>理由としましては、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。</p> <p>続いて 3 番委員より説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>議案第 25 号の説明を行います。議案書 7、8 ページをご覧ください。本案件は譲受人が遠方へ転居され、その空き家となった住宅を譲受人が購入されたため、併せて農地の所有権も移転するものです。現在は [] さんが耕作をされておりますが、議案第 24 号にありましたように合意解約をされ、その後譲受人が [] さんの指導を受けながら野菜の栽培に取り組むとのこと。農地法 3 条各号には該当しないため許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 25 号について審議に入ります。</p> <p>議案第 25 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 25 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 25 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは、議案第 26 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 26 号の説明をします。議案書の 9 ページをご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は []、氏名が [] さん。申請地は大字中筒賀、字三谷、地番が 1916 番地 1、地目が田で面積が 300.34 m²です。理由としましては、住宅へ転用するためとなっております。なお、本件は令和 8 年第 2 回の総会で提出をしました農業振興地域除外の案件となります。以上です。</p> <p>続いて 5 番委員より説明をお願いします。</p>
5 番委員	<p>はい、議案第 26 号の説明をします。議案書の 9 ページをご覧ください。図面は 10、11 ページです。申請地は役場筒賀支所より南 600 メートルほど町営住宅中三谷住宅の入口です。この議案は先ほど事務局からもありましたが、令和 8 年 2 月総会で提出をされている農業振興地域除外の案件です。4 月 18 日申請者と現地確認をし、聞き取りした結果について説明します。申請地は宅地を予定されています。道を挟んでお住まいの自宅がありますが、築年数が経ち、生活スタイルも現在の様式にそぐわないため住宅を新築されることを希望していま</p>

	<p>す。転用許可後、土地の造成をされる予定です。被害防除措置計画書も提出されており、周辺の農地等への影響もなくの農地法第4条第一項各号に該当しないため許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第26号について、審議に入ります。 議案第26号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第26号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第26号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第26号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第27号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第27号の説明をします。議案書の12ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。申請地は大字坪野、字本郷、地番が941番地、地目が畑で面積が56㎡です。理由としましては、既に宅地として転用をしておりこの度始末書を付して申請をされたものです。また、土地所有者は既に亡くなっており申請人は相続予定者になります。相続権利者であることについては、相続に関する書類において確認をしております申請の受付をしております。相続登記については、今回の転用申請分と合わせて法務局へ行うため、現段階での申請となっております。併せて資料の5をご覧ください。資料は筆界の推定図になりますが、対象の土地については筆界未定地であり、対象土地の941番地と宅地の910番地が筆界未定となっております。宅地の910番地も同じ所有者であり、別所有者との筆界未定地ではないため申請を受理しております。対象地については合筆を検討しているとのことです。以上です。</p>
議長	<p>続いて4番委員より説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>はい、議案第27号の説明をいたします。議案書12ページをご覧ください。図面は13ページから14ページです。申請地の現状として資料3をご覧ください。4月15日現地確認しまして、4月22日申請者から委任された親族の■■■■■■■■■■さんへ電話による聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。</p> <p>本事案の申請者は、土地所有者の相続権があり、相続予定である■■■■■■■■■■さんによります、宅地への転用事案です。申請地は加計支所から広島方面へ約10キロ進んだ坪野地区の山手側の一番奥となります。■■■■■■■■■■さんは相続するにあたり、これまで耕作の実態もなく、今後も農地として利用することもなく、又昭和47年、親族が申請地に仏壇だけを祭る建物を無断で建築していることか</p>

議長	<p>それでは、議案第 28 号について審議に入ります。 議案第 28 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 28 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 28 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 28 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 29 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号の説明をいたします。令和 7 年度の活動に対する点検・評価及び令和 8 年度の目標とその達成に向けた活動計画についてです。農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに公表しなければならないと規定されております。</p> <p>まず令和 7 年度の活動に対する点検・評価について説明させていただきます。資料は 1 で、申し訳ございませんが 7 ページのみ本日お手元に置いております 7 ページへ差し替えをお願い致します。では説明に入ります。1 ページをご覧ください。</p> <p>I 令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況についてです。</p> <p>1 農業委員会の現在の体制については当時の実数を、2 農家・農地等の概要のそれぞれの数値につきましては令和 7 年度に行われた直近の農林業センサス及び耕地及び作付面積統計から転記しております。詳細は表のとおりですので、ご確認いただければと思います。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>II 最適化活動の実施状況についてです。</p> <p>まず、(1)農地の集積について、令和 7 年 4 月 1 日時点の①現状及び課題と②目標、そして、令和 7 年度末の③実績について説明いたします。</p> <p>① 現状及び課題</p> <p>農地面積は 547ha、これまでの集積面積は 79ha、集積率は 14.4%であり、課題は「農家の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害の増大による生産意欲の低下により、地域の農業を担うものが減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。本町においては、ほ場整備完了地域及び共同利用施設保有地域を重点に、農業経営感覚に優れた経営体の育成・確保を図る必要がある。」としておりました。</p> <p>②目標ですが、令和 12 年度までに 36.1%集積すると広島県がさだめており、令和 7 年度は 20.0ha を新たに集積し、集積率を 18.3%にするという目標でした。</p> <p>③実績ですが、新規集積面積は 0ha で、累計で 61.5ha の集積面積、令和 7 年度末の集積率は 11.2%となりました。目標達成状況は 61.5%です。集積面積</p>

が①の現状より下がっている理由としましては、集積地を整理解約等された関係で下がっております。

農業委員会の点検結果は「今年度は新規の認定農業者がおらず、集積できるまとまった農地が無かったため新規集積がなかった。」としております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。

①現状及び課題について、1号遊休農地面積は40.8haで、「地域計画事業・農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積を加速化していく必要がある。」としておりました。

②目標ですが、令和3年度の利用状況調査における緑区分遊休農地面積3.6haの、5分の1を目標にすることとなっておりますので、0.7haを解消目標面積としていました。3ページをお願いします。黄区分の遊休農地は該当がないため0にしています。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消目標面積は0.7haとしていました。

③実績ですが、令和7年度の遊休農地解消実績面積は0.7haの目標に対し2.9haとなっており、達成状況は414.3%となりました。黄区分は該当なしで、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消実績面積は2.5haでした。1件でまとまった解消ということではないのですが、3条申請での譲渡や耕作再開など積みあがった結果の解消と考えられます。

④その他についてですが、農地の利用状況調査について記載しております。

農業委員会の点検結果としましては、「耕作が著しく困難な農地については引き続き非農地化を進め、守るべき農地の絞り込みを進めていく必要がある。」としております。

(3) 新規参入の促進についてです。

①現状及び課題ですが、令和4～6年度までの新規参入者は令和4年度が1経営体で、ひろしま活力生です。令和5～6年度はありませんでした。

課題としましては「ひろしま活力事業の募集を停止しており、新規参入者がいない。新たに農業をはじめたいという相談はあるが、規模が小さく新規参入者となるような方を見つけることが難しい。」としていました。

②目標ですが、令和4年度から令和6年度までの農用地利用集積計画による権利移動面積の平均が1haであり、その1割以上が目標面積となるため、0.1haを新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としておりました。

4ページをご覧ください。

③実績ですが、新規参入者がいなかったため、0haおよび0%となっております。また、点検結果として「ひろしま活力生の募集を停止しているため新規参入者はいない」としております。

2 最適化活動の活動目標についてです。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動を月8日、最適化活動を行う農業委員の人数、推進委員の人数はそれぞれ10人としていました。

(2) 活動強化月間の設定ですが、①目標は7月・8月・9月の3回を活動強化月間とし、内容は7月・8月は農地の見回りによる集積候補地の情報収集、9月は利用状況調査の結果に基づき遊休農地解消に努めるとしておりました。

②実績ですが、7月・8月・9月のいずれも目標通りの活動ができたとしております。

5ページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加ですが、①目標は就農応援フェアへの参加を予定し、新規参入相談会への参加回数1回としておりました。

②実績は予定通り就農応援フェアへ事務局2名が参加したため、参加回数1回となっております。

ここまで令和7年度の目標及び実績について説明させていただきましたが、安芸太田町農業委員会の目標の達成状況の評語は「目標を(やや)下回る結果となった」となりました。こちらの標語につきましては、農地集積、遊休農地解消、新規参入の促進、活動日数から点数付けをし、評語が決まります。

続いて、令和8年度の目標とその達成に向けた活動計画について説明をさせていただきます。

資料6ページをご覧ください。

I 令和8年4月1日現在の農業委員会の状況についてです。

1 農業委員会の現在の体制ですが、人数の変更はありません。農業委員10人の内訳が表のとおりとなっております。

2 農家・農地等の概要についてですが、認定新規就農者から認定農業者になった方がおられるため認定新規数が1名減で認定農業者数が1名増えております。その他農業者人数は令和7年度から変動はありません。耕地面積については令和7年度の耕地及び作付面積統計に基づいて変更しております。

7ページをご覧ください。冒頭差し替えをお願いしましたページです。

II 最適化活動の目標についてです。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積①現状及び課題ですが、管内の農地面積が547ha、集積面積は61.5ha、集積率は11.2%となっております。

課題については、「農家の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。」としております。

②目標は広島県が設定した令和12年度までの集積目標36.1%に向け、残りの年数で按分すると今年度の新規集積面積が27.1ha、今年度末の集積面積88.6ha、集積率は16.2%が目標となります。

(2) 遊休農地解消の①現状及び課題ですが、現状で1号遊休農地面積は40.8haで、すべて緑区分です。課題は「地域計画事業・農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積を加速化していく必要がある。」としております。

②目標は昨年度から変更はなく0.7haで、イの新規発生遊休農地の解消面積は、前年度に新規発生した緑区分の面積は0.7haとしております。

8ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進の①現状及び課題ですが、直近3年度の新規参入者数に変更し、課題を「農家の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担うものが減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。」としております。

②目標は令和5年度から令和7年度に農用地利用集積計画による権利移動面

	<p>積の平均から記載をしております。</p> <p>2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う 1 人当たりの活動日数目標は昨年同様に月 8 日としております。</p> <p>(2) 活動強化月間設定目標は昨年同様にしております。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標は広島県主催の就農応援フェアへの参加を想定して 1 回としております。</p> <p>議案第 29 号の説明は以上となります。</p>
議長	<p>それでは、議案第 29 号について審議に入ります。</p> <p>議案第 29 号について、質疑ありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 29 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 29 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項が 1 点ございます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 8 件出ております。</p> <p>資料 4 をご覧ください。安芸太田町の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、広島市の■■■■さん■■■■さん、安芸郡の■■■■さんからの相続の届出になります。</p> <p>届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告は以上となります。</p>
議長	<p>今の報告事項について、質疑はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和 8 年第 4 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 45)</p>
	<p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p>

議 長

9 番委員

1 番委員

